

農業経営基盤強化の促進に関する

基本構想

平成29年 月

幕別町

～ 目 次 ～

第1	農業経営基盤強化の促進に関する目標	1
1	幕別町農業の概況	1
2	幕別町農業の現状と課題	1
3	農業経営基盤の強化の促進に関する取組	1
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	3
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	15
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	16
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	16
2	その他農用地の利用関係の改善に関する事項	16
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	18
1	利用権設定等促進事業に関する事項	18
2	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	24
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	24
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	27
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	28
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	28
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	29
第6	農地利用集積円滑化事業に関する事項	30
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	30
2	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	30
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	30
第7	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	35
第8	その他	36
	別紙1 (第5の1(1)⑥関係)	37
	別紙2 (第5の1(2)関係)	38
	幕別町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想(営農類型)	41

第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標

1 幕別町農業の概況

幕別町は、北海道十勝平野の中央部からやや南に位置し、ほぼ中央部に当たる幕別地区及び札内地区と南部に当たる忠類地区からなっており、恵まれた土地・気象条件を生かし、約22,500haの広大な農地で、専業農家を主体に約570戸が農業経営を行っている。

幕別地区及び札内地区においては、小麦、てん菜、馬鈴しょ、豆類を基幹とした畑作物や野菜生産を主体とし、また、中山間地である忠類地区においては、酪農を主体とした経営を中心に、基幹産業としてはもとより、北海道でも有数の農業主産地としての地位を築き上げている。

特に耕種においては、長いもの作付面積、生産量が過去に全国一になったほか、近年ではレタスの作付面積、収穫量が全道一を維持しており、また、忠類地区におけるゆり根の生産など、本町の気象条件土地条件に即した高収益作目の栽培が増えている。

2 幕別町農業の現状と課題

本町の農業経営体の1経営体当たりの経営耕地面積は平成27年で約38.6haとなり、全道平均の26.5haと比べ約1.5倍の規模となっているほか、1戸当たりの乳用牛飼養頭数は186頭となり、同じく全道平均の約1.5倍となっている。

しかしながら、本町の農業経営体数は年々減少を続け、平成27年は569経営体と平成22年に比べ63経営体が減少（▲10.0%）したほか、農業就業人口は平成27年は1,537人と平成22年に比べ242人が減少（▲13.6%）している。

特に、農業就業者の高齢化や後継者不足が進展することにより、将来的には優良農地の遊休化、農村集落における活力の低下が懸念されている。

また、安価な輸入農作物の増加に伴う国産農作物価格の低迷、生産資材の高騰に加えて、農産物の貿易ルールを巡っては、経済のグローバル化の進展とともにWTO（国際貿易協定）交渉が進められ、その下でFTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）を締結する動きが活発化しており、さらにはTPP（環太平洋経済連携協定）の動きが見られるなど、農業経営を巡る環境はさらに厳しさを増すことが予測されている。

このような状況の中で、本町の農業が地域社会や地域経済を支える基幹産業として発展していくためには、引き続き、新規就農対策を推進し、意欲の高い農業者の育成・確保と農業経営の法人化を進めながら、担い手への農地集積・集約化、ICTを活用したスマート農業の推進、酪農ヘルパーやコントラクター、TMRセンターなどの地域営農支援システムづくりを進め、地域の農業構造を確立することが求められる。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組

(1) 基本的な考え方

本町の農業が持続的に発展していくため、関係機関が連携し、概ね10年後を見据えた農業経営の発展の目標を明らかにした上で、経営規模の拡大や6次産業化をはじめとした農業経営の多角化等の取組を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

また、町内で発生する家畜ふん尿や麦わら、豆がら等のほ場副産物を活用して良質な有機質肥料をほ場に還元する土づくりを推進するなど、耕畜が連携し、地域複合としての農業構造を確立していくことを目指す。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

本町の地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとするため、次のとおり、本町及び周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

目標年間農業所得	1 経営体当たり概ね400万円
目標年間労働時間	主たる従事者 1 人当たり2,000時間程度

(3) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けたフォローアップ、女性や若い世代、高齢者の能力を生かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進するなど、効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するとともに、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、農地の集積・集約化や経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の導入・活用を支援する。

イ 農業経営の法人化の推進

農業就業人口の減少や高齢化の進行、労働力不足に直面する中、地域農業を支える重要な担い手としての役割が期待される農業法人の育成を図るため、1戸1法人や複数戸法人（協業経営型法人）、農外企業の参入など、地域の実情に応じた多様な法人化を推進する。

また、農業法人は、地域の農地や雇用等の受け皿機能が見込まれるほか、高収益作目の導入や関連事業への進出による収益性の向上、社会サービスの提供による地域コミュニティ維持の役割も期待されることから、地域に根ざした法人化を推進することとし、「人・農地プラン」や農地中間管理事業等を活用した適切な農地の利用調整活動を推進する。さらに、技術やノウハウ、販路などを有する農外企業と地域の農業者・関係者が連携した取組を推進する。

さらに、地域の農地や優れた技術を次世代の担い手に継承していくため、法人化などによる経営継承の取組を推進する。

このため、今後10年間で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする国の目標や、平成37年度における農業法人数を約1.7倍の5,200経営体とする北海

道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、本町の平成37年度における農業法人数の目標数を70経営体（平成28年1月現在：43経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模の小さな地域や農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、当面、地域農業を担うこととなる個別経営や法人経営の育成・確保が困難な地域においては、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指し、担い手の明確化や農用地の利用集積の方向性を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を促進する。

エ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農村社会の活性化を図る上で、女性農業者は重要な役割を占めていることから、女性が経営や地域活動に参画しやすい環境づくり、活躍の場づくりを支援し、活力ある農村社会の形成を推進する。

さらに、家族経営協定の締結を支援し、夫婦による経営方針や家事・育児労働を含めた経営内の役割分担の決定、集落営農への参加・協働を推進するとともに、魅力ある農村の確立に向けた環境づくりを支援する。

(4) 農用地の利用集積と集約化

人・農地プランの作成と定期的な見直しを推進し、農用地の利用の集積・集約化に向けた合意形成を図る。その上で、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積と集約化を促進する。

(5) 多様な農業経営の育成・確保

経営規模の拡大だけでなく、高収益作目の導入やクリーン・有機農業、農産加工や直接販売、ファームインといった農業経営の複合化、多角化等の農業の6次産業化など、自らの創意工夫を生かした多様な取組を行う効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を図る。

(6) 営農支援体制の整備

コントラクター、TMRセンターなどの農作業受託組織や酪農ヘルパー組織、これらの営農支援組織の取組を効果的に調整する組織の育成・確保を推進するとともに、農作業受託組織等の安定的な運営に必要なオペレーター等の人材確保と技術・技能の向上に向けた取組を推進する。

また、豊富な経験や知識を有する高齢者による営農支援を促進するなど、効率的かつ安定的な農業経営を効果的に支える地域営農支援システムの整備を推進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の新規就農者は、平成17年度から10年間で116人となっており、このうち、

後継者の就農が95%以上を占めている。しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者不足が年々進行していることから、従来からの基幹作物である畑作4品と野菜及び生乳生産の産地として生産量の維持・拡大を図るため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、確保・育成すべき人数及び将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新たに就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間770人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町においては、年間概ね10人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち1経営体あたりの年間農業所得200万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等が効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、青年等就農計画認定制度の活用を積極的に推進するとともに、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関が技術・経営面の指導を重点的に行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3の(2)に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主な営農類型について例示すると次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
1 園芸 専業 ①	ha ゆり根(販売球) 1.00 ゆり根(養成球) 0.50 休 閑 緑 肥 1.50 経 営 面 積 3.00	・ 主要な機械設備 歩行用トラクター5.0PS 1台 トラクター50PS 1台 軽トラック 1台 マニュアルスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ボトムブラウ 1台 ロータリーハロー 1台 スプレーヤ 1台 ゆりね洗浄機 1台	・ 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・ パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・ 青色申告の実施	・ 家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・ 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・ 労働時間従事者数 家族労働 1,534時間 雇用労働 1,633時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人
2 園芸 専業 ②	ha は く さ い 1.0 レ タ ス 4.0 キ ャ ベ ツ 2.0 玉 ね ぎ 5.0 (秋播小麦) 8.0 経 営 面 積 20.0	・ 主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック4t 1台 軽トラック 1台 マニュアルスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 リバーシブルブラウ 1台 スプレーヤ 1台 ロータリー 1台 玉ねぎ移植機 1台 玉ねぎハーベスター 1台 農舎 1棟 パイプハウス 3棟	・ 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・ パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・ 青色申告の実施 ・ 農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・ 家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・ 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・ 労働時間従事者数 家族労働 4,179時間 雇用労働 464時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
3 畑作 専業 ①	ha 秋播小麦 7.5 小豆 4.5 菜豆 3.0 てん菜 7.5 食用馬鈴薯 4.5 加工馬鈴薯 3.0 経営面積 30.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック4t 1台 軽トラック 1台 マニユアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ビートハーベスター 1台 ポテトハーベスター 1台 ビート移植機 1台 リバーシブルプラウ 1台 じゃがいも茎葉処理機 1台 スプレーヤ 1台 グレンドリル 1台 ロータリー 1台 ポテトプランター 1台 農舎 1棟 パイプハウス 3棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 1,769時間 雇用労働 0時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人
4 畑作 専業 ②	ha 秋播小麦 12.5 大豆 5.0 小豆 5.0 菜豆 2.5 てん菜 12.5 食用馬鈴薯 4.5 加工馬鈴薯 3.0 澁原馬鈴薯 5.0 経営面積 50.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック4t 1台 軽トラック 1台 マニユアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ビートハーベスター 1台 ポテトハーベスター 1台 ビート移植機 1台 リバーシブルプラウ 1台 じゃがいも茎葉処理機 1台 スプレーヤ 1台 グレンドリル 1台 ロータリー 1台 ポテトプランター 1台 農舎 1棟 パイプハウス 3棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 2,576時間 雇用労働 0時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
5 畑作 野菜 複合 ①	ha 秋播小麦 4.0 小豆 4.0 てん菜 4.0 レタス 2.0 キャベツ 2.0 玉ねぎ 4.0 経営面積 20.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 農用トラック4t 1台 軽トラック 1台 ブロードキャスター 1台 ビートハーベスター 1台 ビート移植機 1台 リバーシブルプラウ 1台 スプレーヤ 1台 グレンドリル 1台 ロータリー 1台 総合播種機 1台 玉ねぎ移植機 1台 玉ねぎハーベスター 1台 農舎 1棟 パイプハウス 3棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 3,204時間 雇用労働 547時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人
6 畑作 野菜 複合 ②	ha 秋播小麦 6.0 小豆 3.0 菜豆 3.0 てん菜 6.0 食用馬鈴薯 3.0 レタス 4.0 玉ねぎ 5.0 経営面積 30.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック4t 1台 軽トラック 1台 マニアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ビートハーベスター 1台 ポテトハーベスター 1台 ビート移植機 1台 リバーシブルプラウ 1台 じゃがいも茎葉処理機 1台 スプレーヤ 1台 グレンドリル 1台 ロータリー 1台 総合播種機 1台 ポテトプランター 1台 玉ねぎ移植機 1台 玉ねぎハーベスター 1台 農舎 1棟 パイプハウス 3棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 4,106時間 雇用労働 87時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
7 畑作 野菜 複合 ③	ha 秋播小麦 7.0 小豆 5.0 てん菜 7.0 食用馬鈴薯 3.0 だいこん 2.0 長いも 3.0 にんじん 3.0 経営面積 30.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック4t 1台 軽トラック 1台 マニアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ビートハーベスター 1台 ポテトハーベスター 1台 ビート移植機 1台 リバーシブルプラウ 1台 じゃがいも茎葉処理機 1台 スプレーヤ 1台 グレンドリル 1台 ロータリー 1台 総合播種機 1台 ポテトプランター 1台 フォークリフト 1台 長いも用トレンチャー 1台 農舎 1棟 パイプハウス 3棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 3,658時間 雇用労働 1,055時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人
8 畑作 野菜 複合 ④	ha 秋播小麦 10.0 大豆 5.0 小豆 5.0 てん菜 10.0 食用馬鈴薯 3.0 加工馬鈴薯 3.0 澁原馬鈴薯 4.0 だいこん 1.0 長いも 4.0 にんじん 5.0 経営面積 50.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック4t 1台 軽トラック 1台 マニアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ビートハーベスター 1台 ポテトハーベスター 1台 ビート移植機 1台 リバーシブルプラウ 1台 じゃがいも茎葉処理機 1台 スプレーヤ 1台 グレンドリル 1台 ロータリー 1台 総合播種機 1台 ポテトプランター 1台 フォークリフト 1台 長いも用トレンチャー 1台 農舎 1棟 パイプハウス 3棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 4,385時間 雇用労働 2,051時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
9 畑作 野菜 複合 ⑤	ha 秋播小麦 25.0 大豆 12.0 小豆 8.0 てん菜 25.0 食用馬鈴薯 6.0 加工馬鈴薯 3.0 澱原馬鈴薯 7.0 だいこん 3.0 長いも 5.0 にんじん 6.0 経営面積 100.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 トラクター125PS 1台 農用トラック4t 1台 軽トラック 1台 マニュアルスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ビートハーベスター 2台 ポテトハーベスター 2台 ビート移植機 1台 リバーシブルプラウ 2台 じゃがいも茎葉処理機 1台 スプレーヤ 1台 グレンドリル 1台 ロータリー 2台 総合播種機 1台 ポテトプランター 1台 フォークリフト 1台 長いも用トレンチャー 1台 農舎 2棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 5,519時間 雇用労働 4,327時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人

【組織経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
10 畑作 野菜 複合 ⑥ (組織経営体)	ha 秋播小麦 30.0 大豆 15.0 大豆 10.0 てん菜 30.0 食用馬鈴薯 6.0 加工馬鈴薯 5.0 澁原馬鈴薯 10.0 だいこん 3.0 長いも 5.0 にんじん 6.0 経営面積 120.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 トラクター125PS 1台 農用トラック4t 1台 軽トラック 1台 マニユアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ビートハーベスター 2台 ポテトハーベスター 2台 ビート移植機 1台 リバーシブルプラウ 2台 じゃがいも茎葉処理機 1台 スプレーヤ 1台 グレンドリル 1台 ロータリー 2台 総合播種機 1台 ポテトプランター 1台 フォークリフト 1台 長いも用トレンチャー 1台 農舎 2棟	・複式簿記基調により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 6,743時間 雇用労働 3,969時間 家族労働 7人 主たる従事者 2人 補助従事者 5人

【個別経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
11 肉牛 畑作 複合	ha 秋播小麦 10.0 小豆 5.0 てん菜 4.0 食用馬鈴薯 5.0 採草地 11.1 繁殖牛 30頭 後継牛 8頭 素牛 24頭 経営面積 35.1	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 農用トラック4t 1台 スキッドローダ 1台 マニユアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 モアーコンディショナー 1台 テッダーレーキ 1台 ヘイベラー 1台 牛舎 2棟 堆肥舎 1棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 2,249時間 雇用労働 0時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人
12 酪農 畑作 複合	ha 秋播小麦 10.0 てん菜 3.0 食用馬鈴薯 7.0 採草地 14.0 デントコーン 6.0 経産牛 30頭 育成牛 19頭 経営面積 40.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック4t 1台 ホイルローダ 1台 総合播種機 1台 ロータリーハロー 1台 マニユアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ロールベラー 1台 ベールラッパー 1台 モアーコンディショナー 1台 テッダーレーキ 1台 バキューム 1台 バルククーラー 1台 パイプランミルカ(3台) 1式 牛舎 2棟 堆肥舎 1棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 3,848時間 雇用労働 839時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
13 肉牛 専業 ①	ha 牧草(乾草) 8.0 牧草(サイレージ) 7.9 放牧地 12.8 繁殖牛 50頭 後継牛 17頭 素牛 26頭 経営面積 28.7	・主要な機械設備 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック2t 1台 スキッドローダ 1台 マニユアスプレッダ 1台 ロールベアラ 1台 ベールラッパ 1台 モアコンディショナー 1台 テッダーレーキ 1台 ロールシュレッダ 1台 牛舎 2棟 堆肥舎 2棟 農舎 2棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・労働時間従事者数 家族労働 2,384時間 雇用労働 0時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人
14 肉牛 専業 ②	ha 牧草(乾草) 12.8 牧草(サイレージ) 15.2 放牧地 22.2 繁殖牛 80頭 後継牛 27頭 素牛 41頭 経営面積 50.2	・主要な機械設備 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック4t 1台 スキッドローダ 1台 マニユアスプレッダ 1台 ロールベアラ 1台 ベールラッパ 1台 モアコンディショナー 1台 テッダーレーキ 1台 ホイルローダ 1台 ミキサワゴン 1台 ロールシュレッダ 1台 牛舎 2棟 堆肥舎 2棟 農舎 2棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・労働時間従事者数 家族労働 2,963時間 雇用労働 0時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
15 酪農 専業 ①	ha 採草地 26.0 デントコーン 12.0 経産牛 60頭 育成牛 29頭 経営面積 38.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック4t 1台 ホイローダ 1台 総合播種機 1台 ロータリーハロー 1台 マニユアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ロールベラー 1台 ベールラッパー 1台 モアコンディショナー 1台 テッターレーキ 1台 バキューム 1台 バルククーラー 1台 パイプランミルカ(6台) 1式 牛舎 2棟 堆肥舎 1棟 バンカーサイロ 1基	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・コントラクターの利用、酪農ヘルパーの活用による作業の省力化 ・労働時間従事者数 家族労働 4,016時間 雇用労働 216時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人
16 酪農 専業 ②	ha 採草地 73.8 放牧地 5.2 デントコーン 7.7 経産牛 120頭 育成牛 73頭 経営面積 86.7	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック4t 2台 ホイローダ 1台 総合播種機 1台 ロータリーハロー 1台 マニユアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ロールベラー 1台 ベールラッパー 1台 モアコンディショナー 1台 テッターレーキ 1台 バキューム 1台 バルククーラー 1台 ミルクシステム8W 1式 TMRミキサー 1台 牛舎 2棟 堆肥舎 4棟 搾乳舎 1棟 バンカーサイロ 6基 車庫 1棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・コントラクターの利用、酪農ヘルパーの活用による作業の省力化 ・労働時間従事者数 家族労働 5,339時間 雇用労働 1,070時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人

【組織経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
17 酪農 専業 ③ (組織経営体)	ha 採草地 246.0 放牧地 17.3 デントコーン 25.6 経産牛 400頭 育成牛 240頭 経営面積 288.9	・主要な機械設備 トラクター105PS 3台 農用トラック4t 2台 ホイルローダ 2台 総合播種機 1台 ロータリーハロー 1台 マニユアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ロールベアラ 1台 ベールラッパー 1台 モアコンディショナー 1台 テッターレーキ 1台 バキューム 1台 バルククーラー 1台 ミルクシステム16W 1式 TMRミキサー 1台 牛舎 2棟 堆肥舎 6棟 搾乳舎 1棟 バンカーサイロ 8基 車庫 1棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・コントラクターの利用、酪農ヘルパーの活用による作業の省力化 ・労働時間従事者数 家族労働 18,000時間 雇用労働 7,822時間 家族労働 9人 主たる従事者 1人 補助従事者 8人

注) なお、この指標は、あくまで主な営農類型について例示したものであり、農業経営改善計画の認定に当たっては、本構想の趣旨を達成できるものであれば、この指標以外の類型についてもその対象とするものである。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3の(3)に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、それら農業所得の目標を第1の3の(2)で定める目標の5割程度としていることから、状況に応じて緩和する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2及び第3に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面積を含む。）の集積に関する目標は次のとおりとし、効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積の割合がより一層高まるように努めるものとする。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
農用地面積の95%程度	

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状

本町における認定農業者等担い手となる経営体への農用地の利用集積状況は、95.0%（平成27年度）と高い割合であるが、経営地が分散している農業者も少なくなく、自宅や農業用施設からの距離を考えると、全ての農業者が効率的な農業を営んでいるとはいえない状況にある。

また、農業者の平均年齢は58.8歳（平成28年3月末現在（法人を除く。))で、後継者のいる農家は全体の22.5%となっている。本町においても遊休農地となるおそれがある農地は存在すると見込まれており、平均年齢が60歳を超える地域もあることなどから、高齢化が進行している地域や条件不利地域などでその発生が懸念されている。

(2) 今後の農地利用等の見通し

平成28年3月末現在、経営主の年齢が70歳以上で後継者がいない農家戸数は57戸、その経営耕作面積は780.3haであることから、今後10年間でかなりの農地が供給されることが予想される。このため、農地が遊休化しないよう、その受け手となる担い手の育成・確保に努めることが重要である。

また、規模拡大に伴う労働力不足に対応するため、農作業受委託を促進するとともに、農業機械の作業効率及び労働生産性の更なる向上のための生産基盤の整備などの施策も活用し、農用地の集約化を推進する。

(3) 将来の農地利用ビジョンと実現に向けた具体的な取組

本町においては、認定農業者及び新規就農者の育成・確保を推進し、これら担い手となる経営体への利用集積・集約化に向け、「人・農地プラン」の定期的な見直しを積極的に進める中で、農業者の将来の経営規模や農用地の利用に関する意向等を踏まえ、農用地の利用集積・集約化に向けた合意形成を図り、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進する。

新規就農者については、公益財団法人幕別町農業振興公社（以下「町公社」と

いう。)が行う「まくべつ農村アカデミー」を通じて、実際の圃場にて行われる実践研修や農閑期の座学研修を通じた経験と知識の習得を行うことにより、次代を担う農業者の育成・確保に努め、遊休農地の発生防止と持続的な農業の発展を図る。

(4) 関係機関及び団体との連携等

目標の実現に向け、本町においては、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、町公社等が相互に連携し濃密な指導を行うとともに、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体に対しては、農業関係機関で組織するゆとりみらい21推進協議会を中心に、先進的技術の導入を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合単位の研修会を開催する等により、優れた経営体の育成を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 担い手の育成に関する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実

である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるものと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下「農地利用集積円滑化団体」という。）又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 町長への確約書の提出や町長との協定の締結を行う等により、その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあつては、その法人の業務執行役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤までに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、幕別町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 本町の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 町は、(5)の②及び③の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- なお、⑥のウの事項について、町はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。
- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
 - ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及びその支払いの方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が、毎事業年度の終了後3月以内に農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「農林水産省令」という。）第16条の2に定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項（(ウ)については必要に応じて定める。）
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①

の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者が、その農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったとき。

③ 町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を町の掲示板への掲示により公告する。

④ 町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、あるいは農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 町は、本町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の集約化を促進する農地利用集積円滑化団体との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。
- (2) 町、農業委員会、農業協同組合等は、農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事

項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、農林水産省令第24条に基づき意見を聴いた後、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現状及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程におい

て定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の変更等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を町に届け出るものとする。

- ③ 町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第10条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- ④ (5)の②及び(6)の③の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(8) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(9) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料

金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6の(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、地域の担い手育成に関する総合的な推進機関である町公社及びその他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

町公社では、北海道農業担い手センター等が行う就農相談会への参加、町公社ホームページへの新規就農に関する対策の掲載など、就農に向けた情報を提供する。また、新規就農希望者、中堅・新規学卒農業後継者等を対象として「まくべつ農村アカデミー」を開設し、就農・営農に必要な技術や経営能力の習得を目的とした様々な研修を実施する。

② 中長期的な取組

児童・生徒らが農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう関係機関と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、農業体験の場や農産物を通じた食育を進めるなど、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

新規就農を希望する者の円滑な就農を促進するため、町、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、指導農業士、町公社で構成する「アカデミ

「一事業部会」において、新規就農希望者が確実に定着し、安定した農業経営が行えるよう支援を行う。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

③ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、国の支援策や北海道の新規就農関連事業等を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供や就農相談、また、就農に向けた農業技術・経営能力の習得に向けた研修については町公社、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1 から 6 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な関連施策との連携に配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、ゆとりみらい21推進協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1及び第4で掲げた目標や第2及び第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、各関係機関・団体が当面行うべき対応を明確にし、関係者が一体となって、効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町はこのような協力の推進に配慮する。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

本町においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農が進行し、農地が大量に供給されることが予測されているところである。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが重要な課題となっている。

農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を的確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- ① 本町における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））を除いた本町全域を対象として行うことを基本とする。
- ② 本町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。
- ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施地域が偏ることがないように、町が事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- ① 事業実施の基本方針に関すること
- ② 事業実施地域に関すること
- ③ 事業対象農用地に関すること
- ④ 事業実施に当たっての調整等に関すること

- ⑤ 事業実施計画に関すること
- ⑥ 農地所有者代理事業に関すること
- ⑦ 農地売買等事業に関すること
- ⑧ 研修等事業に関すること
- ⑨ その他の事業に関すること

(2) 公益財団法人北海道農業公社との連携の考え方

農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益財団法人北海道農業公社との役割分担を明確にし、連携して、農地利用集積円滑化事業を実施する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、町から承認を受けるものとする。

② 町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。

ア 基本構想に適合するものであること。

イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

カ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

キ 農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

③ 町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

④ 町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を町の掲示板への掲示により公告する。

⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(4) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

① 町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

② 町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

③ 町は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合、一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 町は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を町の掲示板への掲示により公告する。

(5) 町による農地利用集積円滑化事業規程の策定

① 町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

② 町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

- ④ 町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ 町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を町の掲示板への掲示により公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集約を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者

に再委託しても差し支えない。

(8) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。
- ② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。

(9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 本町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に普及啓発活動を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成29年 月 日から施行する。

別紙1（第5の1(1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号若しくは第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2 (第5の1(2)関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年、5年又は10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、5年又は10年とすることが相当でないと認められる場合には、3年、5年又は10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの dengan 定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの dengan 定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの dengan 定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき幕別町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。</p>

幕別町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想（営農類型）

【個別経営体】

営農類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
1 園芸 専業 ①	ゆり根(販売球)	1.00	1人 (1,172)	1人 (362)	6,040	18,000	11,960	33.6
	ゆり根(養成球)	0.50						
	休閑緑肥	1.50						
	計	3.00						

営農類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
2 園芸 専業 ②	はくさい	1.00	1人 (1,944)	2人 (2,235)	8,246	32,701	24,455	25.2
	レタス	4.00						
	キャベツ	2.00						
	玉ねぎ	5.00						
	(秋播小麦)	8.00						
	計	20.00						

営農類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
3 畑作 専業 ①	秋播小麦	7.50	1人 (1,223)	2人 (546)	10,061	30,488	20,427	33.0
	小豆	4.50						
	菜豆	3.00						
	てん菜	7.50						
	食用馬鈴薯	4.50						
	加工馬鈴薯	3.00						
	計	30.00						

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
4 畑作 専業 ②	秋播小麦	12.50	1人 (1,781)	2人 (795)	17,239	47,390	30,151	36.4
	大豆	5.00						
	小豆	5.00						
	菜豆	2.50						
	てん菜	12.50						
	食用馬鈴薯	4.50						
	加工馬鈴薯	3.00						
	澱原馬鈴薯	5.00						
計	50.00							

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
5 畑作 野菜 複合 ①	秋播小麦	4.00	1人 (1,939)	2人 (1,265)	5,706	29,294	23,588	19.5
	小豆	4.00						
	てん菜	4.00						
	レタス	2.00						
	キャベツ	2.00						
	玉ねぎ	4.00						
計	20.00							

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
6 畑作 野菜 複合 ②	秋播小麦	6.00	1人 (1,949)	2人 (2,157)	11,200	39,269	28,069	28.5
	小豆	3.00						
	菜豆	3.00						
	てん菜	6.00						
	食用馬鈴薯	3.00						
	レタス	4.00						
	玉ねぎ	5.00						
計	30.00							

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
7 畑作 野菜 複合 ③	秋播小麦	7.00	1人 (1,831)	2人 (1,827)	10,091	42,683	32,592	23.6
	小豆	5.00						
	てん菜	7.00						
	食用馬鈴薯	3.00						
	だいこん	2.00						
	長いも	3.00						
	にんじん	3.00						
	計	30.00						

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
8 畑作 野菜 複合 ④	秋播小麦	10.00	1人 (1,968)	2人 (2,417)	17,410	63,685	46,275	27.3
	大豆	5.00						
	小豆	5.00						
	てん菜	10.00						
	食用馬鈴薯	3.00						
	加工馬鈴薯	3.00						
	澁原馬鈴薯	4.00						
	だいこん	1.00						
	長いも	4.00						
	にんじん	5.00						
計	50.00							

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
9 畑作 野菜 複合 ⑤	秋播小麦	25.00	1人 (1,913)	2人 (3,606)	34,835	116,324	81,489	29.9
	大豆	12.00						
	小豆	8.00						
	てん菜	25.00						
	食用馬鈴薯	6.00						
	加工馬鈴薯	3.00						
	澁原馬鈴薯	7.00						
	だいこん	3.00						
	長いも	5.00						
	にんじん	6.00						
計	100.00							

【組織経営体】

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
10								
畑作	秋播小麦	30.00	2人	5人				
野菜	大豆	15.00	(3,794)	(2,949)	43,708	134,590	90,882	32.5
複合	小豆	10.00						
⑥	てん菜	30.00						
(組織経営体)	食用馬鈴薯	6.00						
	加工馬鈴薯	5.00						
	澱原馬鈴薯	10.00						
	だいこん	3.00						
	長いも	5.00						
	にんじん	6.00						
	計	120.00						

【個別経営体】

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
11 肉牛 畑作 複合	秋播小麦	10.00	1人 (1,900)	1人 (349)	12,818	38,603	25,785	33.2
	小豆	5.00						
	てん菜	4.00						
	食用馬鈴薯	5.00						
	採草地	11.10						
	繁殖牛	30頭						
	後継牛	8頭						
	素牛	24頭						
計	35.10							

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
12 酪農 畑作 複合	秋播小麦	10.00	1人 (1,997)	1人 (1,851)	12,735	46,701	33,966	27.3
	てん菜	3.00						
	食用馬鈴薯	7.00						
	採草地	14.00						
	デントコーン	6.00						
	経産牛	30頭						
	育成牛	19頭						
	計	40.00						

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
13 肉牛 専業 ①	牧草(乾草)	8.00	1人 (1,800)	1人 (584)	8,024	20,050	12,026	40.0
	牧草(サイレージ)	7.90						
	放牧地	12.8						
	繁殖牛	50頭						
	後継牛	17頭						
	素牛	26頭						
	計	28.70						

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
14 肉牛 専業 ②	牧草(乾草)	12.80	1人 (1,800)	1人 (1,163)	11,394	31,950	20,556	35.7
	牧草(サレージ)	15.20						
	放牧地	22.20						
	繁殖牛	80頭						
	後継牛	27頭						
	素牛	41頭						
計	50.20							

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
15 酪農 専業 ①	採草地	26.00	1人 (2,037)	1人 (1,979)	20,694	55,391	34,697	37.4
	デントコーン	12.00						
	経産牛	60頭						
	育成牛	29頭						
計	38.00							

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
16 酪農 専業 ②	採草地	73.80	1人 (2,000)	2人 (3,339)	35,542	103,155	67,613	34.5
	放牧地	5.20						
	デントコーン	7.70						
	経産牛	120頭						
	育成牛	73頭						
計	86.70							

【組織経営体】

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
17 酪農 専業 ③ (組織経営体)	採草地	246.00	1人 (1,800)	8人 (16,200)	112,798	343,894	231,096	32.8
	放牧地	17.30						
	デントコーン	25.60						
	経産牛	400頭						
	育成牛	240頭						
	計	288.90						

注) なお、この指標は、あくまで主な営農類型について例示したものであり、農業経営改善計画の認定に当たっては、本構想の趣旨を達成できるものであれば、この指標以外の類型についてもその対象とするものである。